

チェックシート

【補助対象】

チェック欄

対象者	○ 以下の全ての要件を満たす福岡県内の中小企業	
	・ グリーンアジア国際戦略総合特区の特区事業者と、特区事業での直接の取引がある ※本社契約、支払等の場合でも、製品の生産・納品を直接行う場合は直接の取引とみなします	
	・ 福岡県内に立地する中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業 ※または、上記中小企業を含む複数の中小企業者で構成するグループである	
	・ 福岡県暴力団排除条例に規定される暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない	
	・ グリーンアジア国際戦略総合特区の特区事業者ではない	
対象設備	○ 以下の全ての要件を満たす設備等	
	・ 特区事業者が実施する特区事業に関連する製品を生産・納品するための設備等である	
	・ 固定資産税の対象となる償却資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品にあたる ※土地、建物・付属設備、構築物、車両及び運搬具は対象外です	
	・ 新設または増設する上記設備の購入、設置等にかかる経費である ※既存設備の補修・修繕は対象外です	
	・ 上記設備等の取得価額の合計が1,000万円以上である ・ 補助事業は、補助金の交付決定後に着手すること ※交付決定前にすでに購入・取得済みのものは対象外です	
対象経費	○ 以下の経費であり、これらの管理を明らかにできる	
	・ 固定資産課税台帳（償却資産）に登載される機械・設備等の取得にかかる経費である ※取得に係る消費税、地方消費税額は除きます ※他の補助金を活用している場合は、その額を取得額から除きます	
	・ 経費について、他の経理と区分して収支簿に記載し、収支および使途を明らかにできる	
	・ 本事業で取得した財産については、台帳を設け、その保管状況を明らかにできる	
【参考】	○ 補助率：補助対象経費の15%以内	
	○ 補助限度額：400万円を上限とする	
	○ 特区事業者：福岡県知事、北九州市長、福岡市長のいずれかより特区事業者として指定を受けて設備投資等を行う者（別紙参照）	

【申請】

チェック欄

申請書類	○ 以下の書類と、本チェックシートをご提出ください。	
	・ グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金交付申請書（様式第1号）	
	・ 事業計画書（様式第1号の別紙）	
	・ 定款	
	・ 当該補助事業にかかる収支予算書	
	・ 役員名簿	